

○長生村自主防災組織設置要綱

令和5年8月1日

告示第37号

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定に基づき、長生村が推進する自主防災組織（以下「組織」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(設立)

第2条 組織の代表者は、組織を設立しようとするときは、次に掲げる書類を添えて、自主防災組織設立届（別記第1号様式）を村長に提出しなければならない。

- (1) 組織規約
- (2) 組織構成図
- (3) 防災計画書

(変更)

第3条 組織の代表者は、前条の規定により届け出た事項を変更する必要があるときは、速やかに自主防災組織変更届（別記第2号様式）に変更しようとする事項を記入した書類を添付して、村長に提出しなければならない。

(廃止)

第4条 組織の代表者は、組織を廃止しようとするときは、速やかに自主防災組織廃止届（別記第3号様式）を村長に提出しなければならない。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、組織の設置に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。